

# 定 款

浜松ヨットクラブ

令和2年2月改訂

(原意はそのまま)

令和6年3月改訂(会費規定)

## 浜松ヨットクラブ設立趣意書

近年、海洋スポーツとしてヨットを愛好する人が急増して参りました日本に於けるヨットは、他のスポーツと比較しても、決して歴史の浅いスポーツでは在りません。ヨットは自然環境下において行われるスポーツだけに、他のスポーツと異なり、ルールを習得するだけ、あるいは中途半端な気象、海象に関する知識だけでは、時と場合に依っては非常な危険を伴うものです。又は多くの場合が、湖、川、海、といった公共の場で行なわれる為、他のスポーツには見られない ルール・マナーといったものが必要になることは言うまでもない事です。

以上のことから、ヨット愛好者を会員とする「浜松ヨットクラブ」を設立し、会員相互、クルージング、あるいはレースに健全なスポーツとしての確立に努め、広く、一般に理解を推進し、海洋国としての伝統を尊守しようとするものであります。

浜松ヨットクラブ初代会長

土 手 秀 三

# 定 款

## 第一章 総則

- 第1条 名称 本会は「浜松ヨットクラブ」(以下“HYC”と言う)という
- 第2条 事務所 本会は事務所を静岡県浜松市に置く。
- 第3条 目的 本会は会員がスポーツあるいはレジャーとして、安全かつ正しくヨットを帆走させるのに、各種の事業を通じて寄与することを目的とする。

## 第二章 会員

- 第4条 会員資格
1. 代表会員：本会の目的に賛同して入会した帆走艇のオーナー(個人)とする。
  2. クルー会員：本会の目的に賛同して入会した20才以上のクルーとする。
  3. 準会員：本会の目的に賛同して入会した代表会員、クルー会員に該当しない個人とする。
  4. 賛助会員：本会の目的に賛同して特に会長及び役員会により承認されて入会したのもの。

第5条 入会 入会申込書を役員に提出し役員会の承認を得る。

第6条 入会金の納入 本会の会員は入会金及び会費を納めなければならない。

第7条 資格の喪失 会員は次の各号の1に該当する時にその資格を失う。

- 1) 退会しようとする者が、その旨を本会に届けたとき
- 2) 除名されたとき
- 3) 死亡したとき
- 4) 本会が解散したとき

第8条 除名 会員が次の各号の1に該当するに至った時は役員会の議決に依り除名する事ができる。

- 1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の趣旨に反する行為が在った時
- 2) 著しく会費の納入を怠ったとき

### 第三章 組織

#### 第9条 役員

本会は次の役員を置き、役員会を持つ。

##### 1項 役員

1. 役員は役員会を構成する

- ①会長 1名
- ②副会長 1名
- ③監事 1名
- ④事務局 1名
- ⑤レース担当 1名
- ⑥広報 1名

##### 2項 顧問・相談役

1. 本会は顧問・名誉顧問（以下顧問と言う）相談役を置くことが出来る。

#### 第10条 役員を選出

1. 役員は役員会にて選出し、総会にて承認を得る。
2. 削除
3. 顧問・相談役は役員会にて選出し選任する。

#### 第11条 役員職務

1. 会長は本会を代表し総括する。
2. 役員は役員会を組織し本会の事業の企画立案及び本会の運営に当たる。役員は必要に応じて他の会員をサブとして選出することが出来る。
3. 監事は本会の会計を監査し役員会に出席する。

#### 第12条 役員任期

1. 役員任期は2年とする。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第13条 役員解任

役員が次の各号の1に該当した時は、総会の議決を経てその任を解く事が出来る。

1. 退会しようとする者が、その旨を本会に届けた時
2. 除名されたとき
3. 死亡したとき
4. 本会が解散したとき

第14条 委員会 削除

第15条

- 1項 役員会の職務 役員会は次の事項を扱う。
- 1) 本会の事業の企画に関する事
  - 2) 儀式、典礼に関する事
  - 3) 会員の入会及び退会に関する事
  - 4) 本会の会計に関する事
  - 5) 官公署関係機関、関係団体等に対する申請報告折衝及び意見具申に関する事

2項 部会の職務 削除

第4章 会議

- 第16条 種別 役員会
1. 会議は総会及び役員会とする。
  2. 会議は会長が召集する。

- 第17条 種別 総会
1. 総会は通常総会及び臨時総会とする。
  2. 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に召集する。
  3. 臨時総会は会長が必要と認めた時、又は代表会員の3分の1以上が総会の目的事項を記載した文書を以て要請した時は、会長に依りその請求があった日から30日以内に召集される。
  4. 総会開催に際し、10日前に事前の連絡を代表会員に行なう。
  5. 総会の議長は会長がこれにあたる。

- 第18条 総会の議決事項 総会はこの定款に規定する事項の審議決定をする
- 第19条 総会の定足数 1. 総会は代表会員の2分の1以上（代理人及び委任状を含む）が出席及び議決しなければ議事を開き議決することができない。  
2. 議会に於いて代表会員は1個の議決権を有する。  
3. 議会の議事は出席した代表会員の2分の1以上の議決を以てこれを決し、可否同数の時は会長の決するところに依る。  
4. 総会に出席出来ない代表会員は書面をもって議決し、又は他の出席代表会員に議決権の行使を代行させる事ができる。  
又代表会員が指名したクルー会員を代行させる事ができる。  
この場合その代表会員は出席したものとみなす。

- 第20条 委員会 削除
- 第21条 委員会の招集 削除
- 第22条 規定の準用 削除

## 第5章 会計

- 第23条 事業年度 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる
- 第24条 経費の支弁 本会の経費は会費、入会金、財産金、寄付及びその他の収入により支弁する。
- 第25条 臨時会費 本会の運営上必要ある時は、総会の決議を経て、臨時会費を徴収する事が出来る。
- 第26条 余剰金の処分 毎事業年度に於いて、余剰金が生じた時は翌年度に繰り越すものとする。
- 第27条 払い戻し 会員の資格を喪失した者は、本会に対し納入済みの会費その他の返還を請求する事は出来ない。

## 第6章 定款の変更及び解散

- 第28条 定款の変更 この定款は代表会員の3分の2以上が出席（代理人の出席及び委任状の提出を含む）した総会に於いて、出席した代表会員（代理人を含む）の3分の2以上の議決を得なければ変更する事が出来ない。
- 第29条 解散 本会は総会に於いて代表会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することが出来ない。
- 第30条 残余財産の処分 本会の解散に伴う残余財産は総会に於いて代表会員の3分の2以上の議決を得た後、会長の許可を受けなければ処分する事が出来ない。

## 第7章 会費

- 第31条 会費・入会金 会費及び入会金は会費規定によりこれを定める。
- 第32条 会費納入期限 会費は毎年2月末日迄に年会費を収めるものとする。
- 第33条 会費の変更 会費及び入会金の変更は役員会にて審議し、総会にて承認を得る。

### 付 則

1. この定款の制定は第28条に準じて行なう。
2. この定款は総会の議決がなされた日より施行する。

## 会費規定

令和2年2月改訂  
令和6年3月改訂

### 第1条 会費

会員は毎年2月末日までに下記の会費を納めるものとする

- 1) 代表会員 10,000円 (含ポイントレース参加料)
- 2) 途中入会の代表会員 1月～6月に入会の場合 10,000円  
7月～12月に入会の場合 5,000円
- 3) 賛助会員1口 20,000円
- 4) クルー会員 0円
- 5) 準会員 3,000円

### 第2条 入会金

本会に入会しようとする者は入会申し込み時に下記入会金を納入するものとする

- 1) 代表会員 10,000円

### 第3条 行事申込料及び行事参加料

本会主催の行事に参加しようとする会員は別に定める申込料、参加料を支払うものとする。